

1分でアップデート！

押さえておきたい広告表現ルール

届出内容を今一度確認！
機能性表示食品でダイエット訴求

こんにちは。薬事法広告研究所です。

◆ INDEX ◆◆◆

- 1: 1分でアップデート！
～届出内容を今一度確認！！機能性表示食品でのダイエット訴求～
- 2: 7月18日開催！「健康食品広告 実践編」セミナー

<PR>

【薬事法広告研究所の裏側を大公開！】どうしたら薬事のプロになれるの？

- 1: 1分でアップデート！
～届出内容を今一度確認！！機能性表示食品でのダイエット訴求～

こんにちは。薬事法広告研究所です。

今年は梅雨入りが全国的に遅れていたようですが、蒸し暑くじめじめした日が続きますね。まもなく夏本番ですが、この時期になると気になってくるのがダイエット。世の中にダイエット関連商品はたくさんありますが、今回は機能性表示食品にフォーカスしてみましょう。

◆届出内容を今一度確認！機能性表示食品でのダイエット訴求◆◆◆

機能性表示食品はどんどん増え続けており、その中でも特にダイエット系の製品はいまだ多くが届け出られています。「肥満気味の方の体重やウエスト周囲径、おなかの脂肪を減らすのを助ける」、「日常の活動での脂肪消費をサポートする」などなど、ダイエットしたい人には魅力的な製品が増え、これから夏に向けて注目も集まります。

ところで、こんなコピー使っていませんか・・・。

●「飲むだけ簡単！本気痩せ」「今年こそ2サイズダウン！！」「ウエストのくびれに！！」

「肥満気味の方の体重を減らす・ウエスト周囲径を減らす」という機能が報告されている成分で届出したのに、「このコピーの何が駄目なの？」と思われるかもしれません。

ポイントは、効果の程度です。

機能性表示食品は薬ではありませんので、関与成分等によって多少の違いはあっても、概ね12週間ほどの飲用で、体重については多くても2kg弱、ウエスト周囲計は1cm前後の減少というものがほとんどで、目に見えて違いが分かるほどの痩身効果が得られるものではありません。

しかも対象者は肥満気味の方なので、3ヶ月でウエストが1cm程度減ったからと言って、くびれができるとは考えにくい。

では、「運動や食事制限と併用すれば理論上はもっと痩せられるはず」と、広告に「毎日のヨガと一緒に」「甘いものは我慢」などと書けば服のサイズが変わってもいいかという、そうではありません。機能性表示食品の場合は、「届出表示」と「届出たエビデンス」がすべてです。

運動や食事制限を併用したとしても、大幅な体型の変化を証明できるエビデンスは届出られていないため、このようなコピーは大変ハイリスクです。

ダイエット商材に限らず、機能性表示食品の広告表現は「機能の範囲」だけでなく、「機能の程度」が過剰ではないかという点にも注意しながら訴求しましょう。